

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項

調剤基本料Ⅰ	当薬局は調剤基本料Ⅰの施設基準に適合する薬局です。
--------	---------------------------

後発医薬品調剤体制加算に関する事項

後発医薬品 調剤体制加算3	当薬局は後発医薬品調剤体制加算3の施設基準（直近3か月の後発医薬品の数量割合90%以上）に適合する薬局です。
------------------	--

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

地域支援体制加算に関する事項

地域支援体制 加算2	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 （体制基準） ・ 1,200品目以上の医薬品の備蓄 ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者の免許 ・ 集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上 ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍） ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄 ・ 健康相談・健康教室の取り組み ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止
---------------	---

連携強化加算に関する事項

連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売
--------	---

在宅薬学総合加算Ⅰに関する事項

在宅薬学総合加算Ⅰ	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上）
-----------	---

医療DX推進体制整備加算に関する事項

医療DX推進体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制・活用 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・ 医療DX推進の体制に関する掲示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
--------------	--

医療情報取得加算に関する事項

医療情報取得加算	当薬局では、オンライン資格確認システムを導入しております。患者さまにご同意いただいたうえで、診療歴や服用薬、特定健診の結果などの診療に必要な情報を同システムを通じて確認・活用し、適切な調剤を行っております。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。
----------	---

無菌製剤処理加算に関する事項

無菌製剤処理加算	当薬局は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え（他の施設と共同利用する場合を含む）、注射剤薬等の無菌的な調剤を行います。
----------	--

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週32時間以上の勤務 ・ 当薬局へ1年以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。
----------------------------	--

明細書発行に関する事項	
明細書発行	当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。

容器代等保険外費用に関する事項	
容器代・レジ袋	当薬局では、軟膏や水剤の容器を容器の大きさによらず1個50円、レジ袋は1枚5円の実費の負担をお願いしています。
一包化	当薬局では、患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合、7日分ごとに300円の実費の負担をお願いしています。
甘味料の添加	当薬局では、患者さまの希望に基づき甘味料を添加する場合、1調剤につき液剤の場合は450円、散剤又は顆粒剤の場合は450円の実費の負担をお願いしています。
服薬カレンダー	当薬局では、壁掛けタイプは108円、BOXタイプはタイプにより実費の負担をお願いしています。
保険適用外医薬品	当薬局では、薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合は、投与数量に応じた薬剤料の実費の負担をお願いしています。
交通費	当薬局では、患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費は、公共交通機関又は自家用車等の実費相当の負担をお願いしています。

評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項	
長期収載品の選定療養	2024年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬に対して先発医薬品（長期収載品）の使用を希望した場合、後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1とその消費税分を患者さまご自身が負担する制度（長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養）が始まりました。（ただし医師の指示や供給が不安定な医薬品等は引き続き保険給付対象）

居宅療養管理指導に関する運営規程の概要等の重要事項	
通常の事業の実施地域	埼玉県三郷市
従業者の職種、員数及び職務の内容	薬剤師（常勤1名、非常勤6名） 事務員（常勤1名、非常勤2名） 当薬局の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程	

みさき薬局	管理薬剤師：小林 真人
所在地：埼玉県三郷市采女1-155-3	TEL:048-950-7650 FAX:048-950-7651